◇地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（政令第三百十五号）（総務省）

1　厚生年金保険給付組合積立金等資金等の運用の対象となる有価証券について、特定の匿名組合契約に基づく権利を追加すること。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行すること。（附則関係）

◇計量法施行令等の一部を改正する政令（政令第三百十六号）（経済産業省）

第1　計量法施行令の一部改正

最近の特定計量器の使用実態等を踏まえ、ホッパースケール等を検定等の対象である自動はかりから除外する。（第五条及び第二十六条関係）

第2　計量法関係手数料令の一部改正

ホッパースケール等の検定及び型式承認に係る手数料の規定を削る。（別表第二及び別表第四関係）

第3　計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正

ホッパースケール等の使用の制限の開始日等の規定を削る。（附則別表関係）

第4　計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正

ホッパースケール等の検定に係る手数料の額に関する特例の規定を削る。（附則第二条関係）

第5　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇空港法施行令等の一部を改正する政令（政令第三百十七号）（国土交通省）

第1　空港法施行令の一部改正

地方管理空港として規定されている「新石垣空港」の名称を「石垣空港」に改める。（別表第三関係）

第2　検疫法施行令の一部改正

検疫飛行場として規定されている「新石垣空港」の名称を「石垣空港」に改める。（別表第一及び別表第三関係）

第3　関税法施行令の一部改正

税関空港として指定されている「新石垣（空港）」の名称を「石垣（空港）」に改める。（別表第二関係）

第4　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

政　　令

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月五日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百十三号

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「第二条第二項第五号に掲げる権利（」の下に「商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約（当該匿名組合契約における同条に規定する営業の内容が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項各号に掲げる事業に相当するもののみであるものに限り、当該営業において取得し、又は保有するイからニまでに掲げるものについて、当該匿名組合契約においてその銘柄を特定しているものを除く。）に基づく権利（匿名組合員として有するものに限る。）及び」を加え、「（平成十年法律第九十号）」を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月五日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百十四号

国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三十六条において準用する同法第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第一項第一号ハ中「第二条第二項第五号に掲げる権利（」の下に「商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約（当該匿名組合契約における同条に規定する営業の内容が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項各号に掲げる事業に相当するもののみであるものに限り、当該営業において取得し、又は保有する⑴から⑷までに掲げるものについて、当該匿名組合契約においてその銘柄を特定しているものを除く。）に基づく権利（匿名組合員として有するものに限る。）及び」を加え、「（平成十年法律第九十号）」を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂